

# ラベルバンク新聞

発行所  
株式会社ラベルバンク  
大阪市淀川区西中島5-12-8  
新大阪ローズビル6F  
TEL : 06-6838-7090  
FAX : 06-6838-7091  
<https://www.label-bank.co.jp/>  
customer@label-bank.co.jp

## 第166号

2022年10月13日、消費者庁は「食品表示基準の一部改正案」に関する意見募集(パブリックコメント)の開始を公表しました。意見募集の受付締切は11月12日です。

### 改正の概要

意見募集要領によると、改正案の概要は次のとおりです。

- ①アレルギー原因物質を含む食品である「くるみ」については、現在、表示を推奨する品目としていないが、即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査の結果等から表示が必要との方針を得たため、アレルギー表示の対象品目である特定原材料として「くるみ」を追加することとする。
- ②今後、厚生労働省による安全性審査を経て、エイコサペンタエン酸(EPA)及びドコサヘキサエン酸(DHA)を産生させるために遺伝子組換えが行われたなたねに由来する食品が国内に流通することが見込まれることから、遺伝子組換え表示制度における特定遺伝子組換え農産物としての表示の対象に当該なたねを追加することとする。

### アレルゲンの義務表示品目の改正

アレルゲンの表示事項は、「特定原材料を原材料とする加工食品(当該加工食品を原材料とするものを除く)」、「特定原材料を原材料とする加工食品(当該加工食品を原材料とするものを除く)及び特定原材料に由来する添加物(抗原性が認められないもの及び香料を除く)を含む食品」において必要となりますが、この特定原材料を定めている別表第十四が改正されます。(改正箇所は傍線赤字)

別表第十四(改正前)	えび
別表第十四(改正後)	えび

## 食品表示基準の一部改正案に関する意見募集が始まりました

～くるみの特定原材料追加と特定遺伝子組換え農産物へのEPA・DHA産生なたねの追加～

かに 小麦 そば	くるみ
乳卵 そば 花生	花生

くるみはこれまで「特定原材料に準ずるもの」として表示を推奨する品目とされていましたが、表示を義務とする品目に移行する形となります。

### EPA・DHA産生なたねの追加について

遺伝子組換え食品に関する事項は、「別表第十七(対象農産物と加工食品)及び別表第十八(対象形質と加工食品)の対象において必要となりますが、そのうちの形質を定めている別表第十八が改正されます。(改正箇所は傍線赤字)

高リン	形質 ステアロイドン 酸産生	加工食品 1 大豆を主な原材料とするもの(脱脂されたことにより、上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。)	対象農産物 大豆
高リン	形質 ステアロイドン 酸産生	加工食品 1 とうもろこしを主な原材料とするもの(上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。)	対象農産物 とうもろこし



### 別表第十八(改正後)

高リン	形質 ステアロイドン 酸産生	加工食品 1 大豆を主な原材料とするもの(脱脂されたことにより、上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。)	対象農産物 大豆
高リン	形質 エイコサペンタエン酸(EPA)産生 ドコサヘキサエン酸(DHA)産生	加工食品 1 なたねを主な原材料とするもの(上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。)	対象農産物 なたね

なたねは別表第十七の対象農産物として掲げられているものの、加工食品については設定がされていません。今回の改正により、「な

なたねを主な原材料とするもの(及び、これを主な原材料とするもの)」に該当するものについては、形質(EPA・DHA産生)の確認が必要になります。

### 今後について

意見募集の改正案では、別表第十四(アレルゲン表示)に関する施行期日と経過措置期間は未定となっております。

### (施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。ただし、別表第十四の改正規定は、令和〇年〇月〇日から施行する。

### (経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する改正規定の施行の日から令和〇年〇月〇日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品業務用加工食品を除く。及び同日までに販売される業務用加工食品の表示については、当該改正規定による改正後の食品表示基準別表第十四の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

現状でアレルゲン表示が7品目のみを対象としている場合は、新たに表示を追加するために原材料規格書の段階から確認が必要になると思います。とりわけ、輸入食品や輸入原材料を取り扱っている場合は、くるみが含まれるかどうかを慎重に確認する必要があります(多くの国では「ナッツ」と一括で管理しているため)といえます。

くるみは、症例数の増加といった背景を受けての改正です。経過措置期間があっても、消費者からの問い合わせには対応できるよう、原材料規格書などの情報管理について改めて確認することが大切だといえるでしょう。

(川合)

### 【参照】

食品表示基準の一部改正案に関する意見募集  
https://public-comment.e-gov.go.jp/server/public/CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080068&Mode=0

## ミニコラム

## 景品表示法関係ガイドライン等の重要性について



今月は、「景品表示法関係ガイドライン等」(消費者庁)をご紹介します。食品を扱う事業者様に、広告や表示全般を対象とする「優良誤認表示」の考え方や、その重要性も改めて知っていただく機会になればと思います。

## &lt;ポイント&gt;

景品表示法における「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品・サービスの品質、規格、その他の内容や価格等の取引条件について、消費者に知らせる**広告や表示全般を指す**。

## ■ メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について

ホテルや百貨店、レストラン等が提供するメニュー・料理等の表示について、景品表示法の考え方(下記Q-1)と具体的な事例(Q-2以降)が分かりやすく解説されているものです。身近なメニュー・料理に関する内容ですので、優良誤認についてより親しみやすく、理解を深めやすいと思います。

Q-1 飲食店等において提供される料理等に関するメニューや料理名の表示について、どのような場合に景品表示法上問題となるのでしょうか。

<説明>(中略) 具体的には、

- ① その料理や食材に関する社会常識や、用語等の一般的意味、社会的に定着していると認められる食品表示法等を含めた他法令等における定義・基準・規格などを考慮し、表示された特定の食材(A)と実際に使用されている食材(B)とが異なるといえる場合において、
- ② その料理の性質、その料理や食材に関する一般消費者の知識水準、その料理や食材の取引の実態、メニュー等における表示の方法、表示の対象となる内容などを考慮し、表示された特定の食材(A)と実際に使用されている食材(B)が異なることを一般消費者が知っていたら、その料理に惹きつけられることは通常ないであろうと認められる程度に達する誇大表示といえるときには、優良誤認表示に該当することになります。

つまり、「表示された食材と実際に使用されている食材は、適切に対応しているか」を確認することが大切であるといえます。

## ■ 不当品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針(不実証広告ガイドライン)

消費者庁長官は事業者に対し、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、事業者が求められた資料を期間内に提出しない場合や、提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合には、不当表示とされるものです。

そして提出資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであると認められるためには、次の2つの要件を満たす必要があります。

- (1) 提出資料が客観的に実証された内容のものであること  
提出資料は、表示された具体的な効果、性能が事実であることを説明できるものでなければならず、そのためには、次のいずれかに該当する客観的に実証された内容のものである必要があります。

ア 試験・調査によって得られた結果

イ 専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献

- (2) 表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること

提出資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであると認められるためには、提出資料が、それ自体として客観的に実証された内容のものであることに加え、表示された効果、性能が提出資料によって実証された内容と適切に対応していなければなりません。

こちらも「表示されていることと提出資料によって実証された内容が適切に対応しているか」が大切です。「合理的な根拠」については、ガイドラインP5より<例>を交えながら解説がなされていますので、自社の取扱商品についてあらためて確認されるとよいと思います。

## 今月の「お気に入り」言葉

喜びとは苦悩の大木に実る果実である。

(ヴィクトル・ユーゴー)

## ■ 商品の原産国に関する不当な表示

商品の原産国について、原則として、次のような表示を不当表示として規定しています。

(中略)

イ 外国で生産された商品についての次に掲げる表示であって、その商品がその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの

- (1) その商品の原産国以外の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
- (2) その商品の原産国以外の国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
- (3) 文字による表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示

ここでいう「原産国」とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらし行為(実質的変更行為)が行われた国をいい、個別の商品の実質的変更行為については、「『商品の原産国に関する不当な表示』の原産国の定義に関する運用細則」で規定されています。食品での対象品目は「緑茶・紅茶」「清涼飲料(果汁飲料を含む)」「米菓」です。

こちらは、「外国(または国内)で生産されたものであるにもかかわらず、その原産国を判別することが困難な表示は、不当表示にあたるおそれがある」点に注意が必要といえます。

## ■ 無果汁の清涼飲料水等についての表示

原材料に果汁又は果肉が使用されていない清涼飲料水等、または僅少量(5%未満)の果汁等が使用されている清涼飲料水等について、「原材料に果汁等が全く使用されていない旨」や、「使用されている果汁等の割合」が明りように記載されることなく行われる次のような表示を不当表示として規定しています。

- (1) 当該清涼飲料水等の容器又は包装に記載されている果実の名称を用いた商品名等の表示
- (2) 当該清涼飲料水等の容器又は包装に掲載されている果実の絵、写真又は図案の表示
- (3) 当該清涼飲料水等又はその容器若しくは包装が、果汁、果皮又は果肉と同一又は類似の色、香り又は味に着色、着香又は味付けがされている場合のその表示

こちらも、「果汁や果肉が使用されていない(もしくは僅少である)にも関わらず、その旨について明りように記載されていないものは、不当表示にあたるおそれがある」点に注意が必要といえます。

景品表示法の対象となる表示には、商品本体による表示(容器・包装を含む)だけではなく、店頭における表示、チラシ広告、新聞・雑誌による広告、テレビやインターネットによる広告なども含まれますので、その「幅の広さ」が特徴といえます。

そのような幅の広い規則に対しては、共通する基本的な考え方を押さえておくことが大切だと思います。同ページには「違反事例集」も掲載されていますので、自社の取扱商品について誤認を与える表示になっていないか改めて確認いただく機会になればと思います。

(渡邊)

## 【参照】

景品表示法関係ガイドライン等

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/guideline/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline/)

メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/guideline/pdf/140328premiums\\_5.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline/pdf/140328premiums_5.pdf)

不実証広告規制

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/representation\\_regulation/misleading\\_representation/not\\_demonstrated\\_ad/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/representation_regulation/misleading_representation/not_demonstrated_ad/)

商品の原産国に関する不当な表示

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/representation\\_regulation/case\\_005/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/representation_regulation/case_005/)

無果汁の清涼飲料水等についての表示

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/representation\\_regulation/case\\_006/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/representation_regulation/case_006/)